

介護福祉士資格取得方法 の変更

27年度の試験から

- 実務経験ルート
実務者研修の受講が義務付けられる
- 養成施設ルート
国家試験受験が義務付けられる

平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成27年度までの間に介護福祉士の資格取得方法が順次変わっています。

平成28年1月実施予定の試験より
**介護福祉士の受験資格
が変わります!**

要チェック!!

現在
実務経験3年

↓

平成28年1月実施予定より
実務経験3年
+
450時間の
研修

実務経験3年を満たす方は
変更前の受験がオススメ!

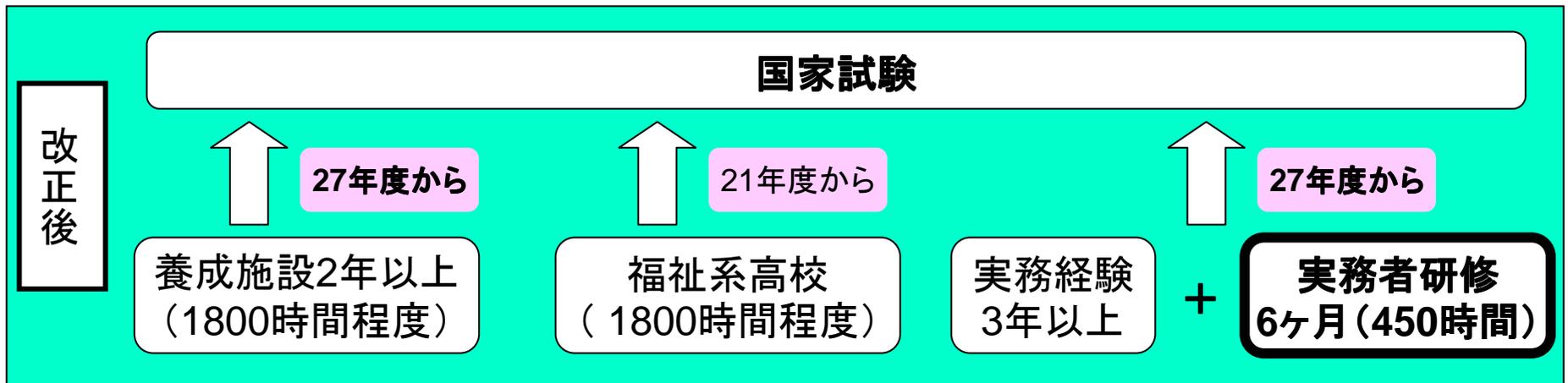
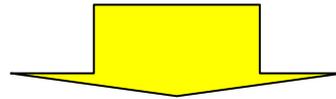
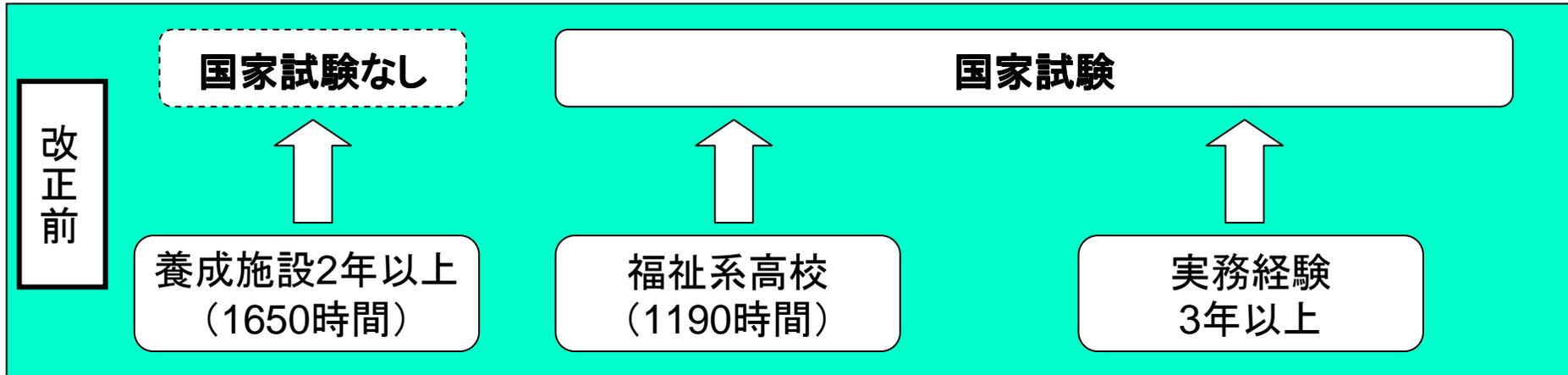
お問い合わせ
香川県健康福祉部長寿社会対策課
☎ 087-832-3267

社会福祉士及び介護福祉士法の改正概要

養成施設ルート

福祉系高校ルート

実務経験ルート



実務者研修とは？

【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の習得
 - ※介護福祉士養成施設(2年以上の養成課程)における到達目標と同等水準
- 今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待

【概要】

- 平成27年度以降の介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する場合の必須要件
- 実務経験のみでは習得できない知識・技術を中心に450時間のカリキュラム
 - (ただし、ヘルパー養成研修等過去に受講した研修で読み替えのできるものがある。)
- 通学課程または、通信課程により開講
- 修了者は、国家試験において実技試験を免除される
- 修了者は、サービス提供責任者になることができる